



(証券コード 3131)

第28回

シンデン・ハイテックス株式会社 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 7階 701号会議室

（ご来場の際には、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

決議事項

議 案 剰余金処分の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	6
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告書	32

証券コード 3131
2023年6月12日

株 主 各 位

東京都中央区入船三丁目7番2号
シンデン・ハイテックス株式会社
代表取締役社長 鈴木 淳

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shinden.co.jp/ir/stock/assembly.html>



上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

（東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シンデン・ハイテックス」又は「コード」に当社証券コード「3131」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席にかえて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 7階 701号会議室
（ご来場の際には、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第28期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

~~~~~  
新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、総会会場において、感染防止対策を講じることがございますので、あらかじめご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



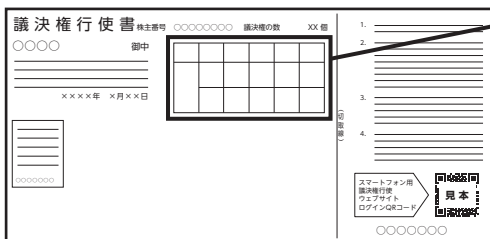
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股
御中
××××年 ×月××日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スタートフォン用
議決権行使書
ウェブサイト
オンライン投票コード

印刷済同
見本
印刷済同

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

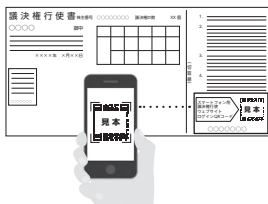
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

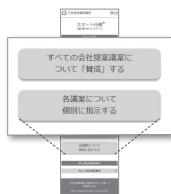
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

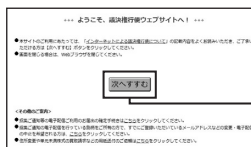
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置づけ、財政状態や経営環境等を総合的に勘案し、必要な内部留保を確保しつつ、配当を実施していくことを基本方針としております。当方針に基づき、第28期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金135円
なお、この場合の配当総額は263,740,050円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月28日

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウイズコロナの下で、緩やかな持ち直しの動きがみられました。しかし、供給面での制約や物価の上昇が継続していることと、世界的な金融政策の引締めによる海外経済の悪化懸念等の下振れリスクが、その先行きに不透明感を増加させています。

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、年度当初より旺盛な半導体需要と、円安基調に為替相場が推移したことで活況を呈しました。また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）関連市場への投資拡大や、GX（グリーン・トランスフォーメーション）による電子機器の高機能・高効率化への需要拡大が期待されております。一方、足元においては、メモリや液晶等の商材の供給難が緩んできたことに伴う価格の下落、それら商材における顧客の在庫水準の高止まりに起因する需要の減少、一部部品の供給制約の継続が散見されており、予断を許さない状況が続いています。

このような情勢の下、当社グループは、商材の激しい需給動向への対応と、成長軌道の実現のための「収益構造改革」の一環として、DX（デジタル）関連市場や、GX（脱炭素・再生可能エネルギー）関連市場への新規開拓等、中長期的取組みを推進しております。

当連結会計年度における販売面は、当社グループの中核分野である半導体製品分野において、年度前半の旺盛な半導体需要の取込みに注力したことに加え、為替相場が円安に進行したため、第3四半期までは増加基調にありました。しかし、年度後半から半導体市況の潮目が変化したところに、第4四半期より為替相場が円高に転換したことと、年度を通してディスプレイ分野の直接取引への商流変更、足元では回復基調にあるもののシステム製品分野及びバッテリー&電力機器分野の一部商材の供給難による顧客の生産調整の影響を受けたため売上高は減少しました。利益面は、半導体製品分野の増収効果と、ディスプレイ分野の利益率が改善し、そして為替相場が第3四半期まで円安に進行したことが奏功して売上総利益が増加したため、営業利益も増益となり過去最高益を更新しました。一方、年度当初の半導体をはじめとする各種商材の納期長期化への対応として在庫確保を行い供給の安定化を図ったため、外貨建て負債が大きくなっていったところへ急激な円安進行によって為替差損を大幅に計上したことと、ドル金利の上昇により支払利息が増加しました。しかし、営業利益の増加が、これらのマイナス影響を打ち消

したため、経常利益以下の利益指標も増益となり、営業利益と同様に過去最高益を更新しました。

その結果、売上高は419億24百万円（前期比3.5%減）、営業利益は22億42百万円（前期比49.3%増）、経常利益は13億2百万円（前期比22.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億97百万円（前期比20.0%増）となりました。

品目別では、半導体製品分野は、年度前半の世界的な半導体不足の中、その旺盛な需要への対応に注力したこと、メモリ価格上昇や為替相場が円安基調に推移したことで大幅に増加した結果、売上高は281億33百万円（前期比31.7%増）となりました。ディスプレイ分野は、当年度より再構築分野として、高利益商材の販売に注力し利益率の改善に努めております。直接取引に商流変更となった液晶モジュールビジネスの影響を受け、売上高は57億85百万円（前期比52.8%減）となりました。システム製品分野は、異物検出装置は堅調に推移しましたが、一部部品の供給不足継続の影響による顧客の生産調整のためEMS（Electronics Manufacturing Service：製品の開発・生産を受託するサービス）ビジネスが減少し、売上高は55億60百万円（前期比13.4%減）となりました。バッテリー&電力機器分野は、顧客製品における開発遅延や、一部部品の供給不足継続の影響による顧客の生産調整のため、売上高は21億11百万円（前期比29.9%減）となりました。その他分野は、売上高は3億32百万円（前期比17.5%減）となりました。

品目別の概況

品目別	前連結会計年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日		当連結会計年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日		増減率 (%)
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
半 導 体 製 品	21,367,336	49.2	28,133,631	67.1	31.7
デ ィ ス プ レ イ	12,258,167	28.2	5,785,059	13.8	△52.8
シ ス テ ム 製 品	6,418,286	14.8	5,560,936	13.3	△13.4
バ ッ テ リ & 電 力 機 器	3,011,503	6.9	2,111,860	5.0	△29.9
そ の 他	403,599	0.9	332,984	0.8	△17.5
合 計	43,458,893	100.0	41,924,471	100.0	△3.5

(注) 当社グループの事業は、半導体製品等、電子部品販売事業の単一事業であるため、品目別の販売実績を記載しております。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は20百万円であります。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に、当社グループの所要運転資金として2社の金融機関から長期借入金として合計5億49百万円の調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2020年3月期)	第 26 期 (2021年3月期)	第 27 期 (2022年3月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	44,277,596	49,084,536	43,458,893	41,924,471
経 常 利 益 (千円)	291,646	702,974	1,062,803	1,302,764
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	185,403	497,458	748,170	897,500
1 株当たり当期純利益 (円)	92.88	246.18	367.77	448.80
総 資 産 (千円)	18,193,552	20,402,681	20,888,336	16,856,890
純 資 産 (千円)	5,339,303	5,773,431	6,390,144	6,942,100
1 株当たり純資産 (円)	2,670.68	2,832.93	3,137.27	3,548.68

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Shinden Hong Kong Limited	2,000千香港ドル	100.0%	電子部品販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、国内の産業構造の変化、景気・為替相場・需給動向の変動、国際的な通商政策を含む地政学的リスクの影響を受けやすい状況にあります。その結果、企業や事業の再編等、生き残りのための競争も激しい環境にあります。

当社グループは、2020年4月より「収益構造改革」を推進してまいりました。しかし、その改革は未だ途上であり、特に半導体製品分野における汎用品ビジネスが依然として主力であります。そして、それらの主要仕入先に偏重傾向であるとの現状認識を有しております。

このような厳しい経営環境の中で、当社グループの安定的かつ持続的成長のために、2023年4月から開始する次期中期経営期間においても、推進している「収益構造改革」の基本構造を踏襲しつつ、以下に掲げる① 中期経営方針のもと、② 市場・顧客戦略、③ 製品戦略、④ 経営基盤戦略の各戦略を有機的に運用するよう努めてまいります。

① 中期経営方針

全社一丸となり、以下の3項目を中期経営方針の基盤とし、デジタル・トランスフォーメーション（以下、DXという）、グリーン・トランスフォーメーション（以下、GXという）市場の開拓を推進し、サステナビリティ・トランスフォーメーション（以下、SXという）への寄与をもって社会へ貢献し、企業価値の向上を目指す。

- イ. 高利益率化を追求する。
- ロ. 単品販売志向から脱却し、システムソリューション販売を強化する。
- ハ. 経営基盤を強化並びに資金効率の向上をもって財務体質を強化する。

② 市場・顧客戦略

DX及びGX関連市場を重点市場とし、既存顧客の深掘とともに、優良新規顧客の開拓を強化する。

③ 製品戦略

新規商材及び高付加価値商材の発掘・拡販、商権の拡大にあたり、以下の各分野戦略に基づき仕入先及び協力会社との連携を強化する。

イ. 半導体製品分野

当社グループの創業来の中核分野としての蓄積されたノウハウ、メーカ・顧客とのパイプを最大限活用し、DXの進展を背景としたデジタル化への対応を強化する。そのために、SoC（注）1、CPU（注）2、通信用半導体、メモリモジュール及びSSD（注）3等の高付加価値商材の拡販に努める。また、汎用品

においても、引続き商権の拡大に努める。

- (注) 1. SoC (System on a Chip) : システム全体を1つのチップに集積化することで、高度な機能を実現するための集積回路のことで、SoCには、マイクロプロセッサ、メモリ、入出力インターフェース、デジタル信号処理回路、アナログ回路、電源回路等、多数の回路が統合されています。
2. CPU (Central Processing Unit) : コンピュータ等の中心的な処理装置としての電子回路のことで、中央処理装置等と訳されます。
3. SSD (Solid State Drive) : 半導体メモリをディスクドライブのように扱える補助記憶装置の一種です。

ロ. ディスプレイ分野

汎用品及び高付加価値商材のビジネスを両輪で遂行し、利益「額」と「率」の拡大に努める。

汎用品は、既存顧客への拡販と商権の拡大を図る。また、高付加価値商材は、有機EL(注)4パネル等の新規商材や、カスタム対応の提案を積極的に行う。

- (注) 4. 有機EL (Organic Electro Luminescence) : 薄膜の中に有機化合物を挟み込み、電気を流すことで有機化合物が発光する仕組みを利用した発光素子です。有機ELディスプレイパネルは、従来の液晶ディスプレイパネルに比べて、消費電力が少なく、色再現性が高く、視野角が広く、薄型化が可能です。また、柔軟性があり、曲面ディスプレイの実現が可能となります。

ハ. システム製品分野

当分野を、中期経営方針の「高利益率化を追求」、「単品販売志向から脱却し、システムソリューション販売の強化」の本丸として位置付け、EMSビジネス及びBoard(注)5ビジネスの強化と、DX関連市場向けのサーバ機器の販売を強化する。また、バッテリー&電力機器分野と合わせて、当分野における販売構成比の相対的増加を目指す。

- (注) 5. Board (電子回路基板) : ある特定の機能を実現するため、様々な電子部品を実装した回路基板です。

二. バッテリー&電力機器分野

当分野を、中期経営方針のSX及びGXへの寄与のための重点分野と位置づけ、今後市場の成長が期待されるエネルギー管理関連商材及びEV(注)6関連商材の発掘と拡販のために、カギとなる商材であるバッテリーセルとともに、電源等周辺機器やパワーデバイス等の部品もトータルソリューションとして積極的な提案を行う。また、システム製品分野と合わせて、当分野における販売構成比の相対的増加を目指す。

- (注) 6. EV (Electric Vehicle) : 内燃機関でなく電力を動力とする車両です。

上記「市場・顧客戦略」及び「製品戦略」を遂行するにあたり、中期経営目標の達成のための重要なドライバとして「新規開拓活動」を引続き、次期中期経営期間の重点活動とする。

- ・既存顧客の深掘：半導体製品分野をコア分野とし、ディスプレイ・システム製品・バッテリー&電力機器の各分野の需要をつかみ、相乗効果を発揮させる。
- ・新規顧客の開拓：産業機器・社会環境関連市場の新規優良顧客の開拓を加速化させる。

④ 経営基盤戦略

中期経営方針である「経営基盤を強化並びに資金効率の向上をもって財務体質を強化する」並びに、中期経営戦略である「市場・顧客戦略」及び「製品戦略」を円滑に遂行するため、経営基盤にかかる戦略を以下のとおりとする。

イ. 人的資本に関する戦略

「当社グループの最大の資本は人であり、役員及び従業員が最大限に力を発揮できる環境と共に社業の発展がある」との考えに立脚し、次の戦略を掲げる。

- ・中期経営方針に掲げるS Xへ寄与する商材の拡販のため、適材適所の人員配置や、実践を通じ人材育成を図る。
- ・能力と志を有する従業員に対し、年齢・性別を問わず段階的に実践の場を与え、次世代の役員や管理職の人材育成を図る。
- ・中途採用を中心とした新規採用によって増員を図り、従業員の年齢構成の最適化を目指す。
- ・公正な評価制度の追求や、モチベーションアップのための各種制度設計・施策を、継続的に検討・推進することで、より働きがいのある職場づくりを目指す。

ロ. 経営管理機能の強化

法制度の改正への対応のみならず、効率的な働き方の実現、及び各種戦略の実効性の把握に資するよう、経営管理機能のDX化を推進する。

ハ. 資本戦略

- ・ビジネス展開を見極めつつ、在庫運用の最適化を追求し、資本効率の向上を目指す。
- ・取引金融機関と良好な関係を維持し、資金調達コストの低減を図る。
- ・株式市場における当社株式価値の維持・向上のために、会社情報の発信の充実に加え、最適な資本政策を機動的に実施できるよう適時適切に検討を行う。

(5) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社、海外子会社2社により構成されており、半導体製品、ディスプレイ、システム製品、バッテリー&電力機器、その他に関連する商品の仕入及び販売を主たる業務としております。

当社は、国内の電子機器及び産業用機器メーカー等を主な顧客としております。海外子会社は、それぞれの地域で主に日系企業に販売しております。

当社グループの当該事業に係る位置づけ及び主な取扱商品は、次のとおりであります。なお、当社グループの取扱商品はセグメント間で共通しているため、セグメント情報に関連づけた記載はしておりません。参考のため、品目区分ごとに記載しております。

① 半導体製品

(位置づけ)

顧客及びメーカーとの間で長年培ってきた信頼関係やノウハウを基に、中核分野と位置づけております。

(主な取扱商品)

- イ. メモリ：メモリは、主にパソコンの主記憶装置として使われております。また、多くのデジタル製品に使われるD R A M (Dynamic Random Access Memory) 及びフラッシュメモリ等、多様な種類の商品があります。
韓国及び中国のメモリメーカーより仕入れた商品を顧客へ販売しております。これらは当社グループの主力商品であり、複合機を含むプリンタ等の事務用機器、カーナビ等の車載用機器、工作機械等の産業用機器等、様々な用途の機器向けに販売しております。
- ロ. メモリモジュール：主に国内、韓国及び台湾メーカーより仕入れたメモリモジュールを顧客へ販売しております。
- ハ. S S D：主に国内、韓国及び台湾メーカーより仕入れたS S Dを顧客へ販売しております。
- ニ. A S S P (注) 1、A S I C (注) 2、CPU、GPU (注) 3：A S S P、A S I Cについては、米国、韓国メーカーより仕入れた商品を顧客へ販売しております。
また、CPU、GPUについては、パソコンで多く使われておりますが、米国メーカーより仕入れた商品を、パソコン用途以外の顧客に販売しております。
- ホ. L E D (注) 4：韓国メーカーより仕入れたL E Dを顧客に販売しております。
- ヘ. ファウンドリ (注) 5：顧客からの半導体の設計データを受け、その要求を満たすことのできる、韓国・米国の半導体メーカーに製造依頼し、完成品を依頼元の顧客へ販売しております。

- (注) 1. A S S P (Application Specific Standard Product) :ある特定用途 (アプリケーション) に向けて開発された汎用 I C (集積回路) です。
2. A S I C (Application Specific Integrated Circuit) :ある特定用途、顧客向けに開発されたカスタム I C (集積回路) です。
3. G P U (Graphics Processing Unit) : 3 Dグラフィックスの表示に必要な計算処理を行う半導体デバイスです。昨今はその高速処理能力を活かし、A I (人工知能) や車載の制御に使用されています。
4. L E D (Light Emitting Diode) : 電圧を加えた際に発光する半導体素子です。長寿命、低消費電力等の特長より、照明等の幅広い用途で利用されています。
5. ファウンドリ: 顧客から設計データを受け取り、その設計に沿って、半導体メーカーが半導体ウェハを製造することです。

② ディスプレイ

(位置づけ)

同分野における販売の大部分を占めていた車載用機器向け及びモニタ向けビジネスがメーカー間の直接取引になり、販売構成が大幅に減少しておりますが、半導体製品分野同様、顧客及びその他のメーカーとの間で長年培ってきた信頼関係やノウハウを活かし、高採算ビジネスへの転換を図る分野に位置づけております。

(主な取扱商品)

- イ. 液晶モジュール: 主に中国、韓国及び台湾の液晶メーカーより仕入れた液晶モジュールを顧客へ販売しております。これらも当社グループの主力商品であり、車載用機器、事務用機器、医療用機器及びモバイル機器等、様々な用途の機器向けに販売しております。
- ロ. 有機 E L : 中国の液晶メーカーより仕入れた有機 E L を顧客へ販売しております。
- ハ. タッチパネル: 国内及び中国のメーカーより仕入れたタッチパネルを顧客へ販売しております。
- ニ. 液晶ディスプレイ: 主に韓国のメーカーより完成品として仕入れ、商業施設等の顧客へ販売しております。

③ システム製品

(位置づけ)

次期中期経営方針の「高利益率化を追求」、「単品販売志向から脱却し、システムソリューション販売の強化」の本丸として位置づけております。

(主な取扱商品)

- イ. 検査等装置：国内、韓国メーカより仕入れた検査等に用いられる装置を顧客へ販売しております。
- ロ. 通信モジュール：欧米のメーカより仕入れた通信モジュールを顧客へ販売しております。
- ハ. Board（電子回路基板）：ある特定の機能を実現するため、様々な電子部品を実装した回路基板を顧客へ販売しております。
- ニ. EMS：製品の開発・生産を受託するビジネスにおいて生産した商品を顧客へ販売しております。
- ホ. サーバ：台湾メーカより仕入れたサーバ機器を顧客へ販売しております。

④ バッテリー&電力機器

(位置づけ)

次期中期経営方針のS X及びGXへの寄与のための重点分野と位置づけております。

(主な取扱商品)

- イ. 電池関連商品：主に国内、韓国、台湾メーカより仕入れたリチウムイオン及び鉛蓄電池、並びに関連する機器・部品を顧客へ販売しております。
- ロ. 電源・電源モジュール：主に国内、台湾メーカより仕入れた電源及び電源モジュールを幅広い分野の顧客へ販売しております。
- ハ. 電力機器：主に韓国メーカより仕入れた電力機器を、太陽光発電等の再生可能エネルギー向けの顧客へ販売しております。

⑤ その他

上記に当てはまらない商材及び新たな取組みの商材を総合した分野となります。

	品目	用途	取扱会社
半導体製品	メモリ	車載用機器 事務用機器 モバイル機器 サーバ 産業用機器	当社 Shinden Hong Kong Limited SDT THAI CO., LTD.
	メモリモジュール	サーバ 事務用機器 車載用機器 産業用機器 通信用基地局	当社 Shinden Hong Kong Limited SDT THAI CO., LTD.
	SSD	産業用機器 事務用機器	当社
	ASSP・ASIC	液晶モジュール スマートフォン 車載用機器 産業用機器	当社 Shinden Hong Kong Limited SDT THAI CO., LTD.
	CPU・GPU	アミューズメント 産業用機器 車載用機器	当社 SDT THAI CO., LTD.
	LED	民生用機器	当社
	ファウンドリ	液晶ドライバ 車載用機器 通信用機器	当社
ディスプレイ	液晶モジュール	車載用機器 モニタ PC及びタブレット 医療用機器 産業用機器 民生用機器	当社 Shinden Hong Kong Limited
	有機EL	スマートフォン	当社
	タッチパネル	医療用機器 車載用機器 事務用機器 民生用機器	当社
	液晶ディスプレイ	商業施設等	当社

	品目	用途	取扱会社
システム製品	検査等装置	産業用機器	当社
	通信モジュール	車載用機器 産業用機器 設備監視用ソリューション	当社 SDT THAI CO., LTD.
	Board	アミューズメント サーバ 事務用機器 民生用機器	当社
	EMS	民生用機器	当社
	サーバ	産業用機器 量子コンピュータ 教育・研究機関等	当社
バッテリー& 電力機器	電池関連商品	産業用機器 民生用機器 通信用基地局	当社
	電源・電源モジュール	産業用機器 民生用機器	当社
	電力機器	太陽光発電所用機器	当社
その他	—	—	当社

(6) **企業集団の主要拠点** (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都中央区
営 業 部	静岡営業部 (静岡県駿東郡長泉町)、大阪営業部 (大阪府大阪市)
営 業 所	名古屋営業所 (愛知県名古屋市)、福岡営業所 (福岡県福岡市)

② 子会社

Shinden Hong Kong Limited	本社 (中華人民共和国香港特別行政区)
SDT THAI CO., LTD.	本社 (タイ王国バンコク市)

(7) **使用人の状況** (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
日 本	88 (29) 名	8名減 (3名増)
海 外	6 (0)	0名増 (0名増)
合 計	94 (29)	8名減 (3名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (嘱託社員、契約社員、パート及び派遣社員を含む) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人の算出において、連結子会社 (海外) については、2022年12月31日現在の使用人数を用いております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
88 (29) 名	8名減 (3名増)	49.9歳	11.9年

- (注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (嘱託社員、契約社員、パート及び派遣社員を含む) は、() 内に、年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,424百万円
株式会社三井住友銀行	1,201百万円
株式会社横浜銀行	1,002百万円
株式会社商工組合中央金庫	680百万円
株式会社りそな銀行	511百万円

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引金融機関5社と総額200万米ドルの外貨建貸付契約及び900百万円の当座貸越契約並びに円又は米ドルで借入可能な500百万円相当のリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末日の借入実行残高は、12万米ドル及び400百万円であります。
3. 仕入先に対する支払債務保証として、株式会社りそな銀行と1,000百万円の支払承諾契約を締結しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 6,400,000株
- ② 発行済株式の総数 2,110,200株 (自己株式156,570株を含む)
- ③ 株主数 2,934名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
貝塚 進	152,800 株	7.82 %
城下 保	58,800	3.01
内藤 征吾	51,700	2.65
シンデンハイテックス社員持株会	48,700	2.49
ケーエス興産有限会社	32,000	1.64
鈴木 淳	31,100	1.59
河合 優	30,000	1.54
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	28,500	1.46
田村 祥	25,700	1.32
有限会社ポーソン	25,600	1.31

(注) 1. 当社は、自己株式を156,570株保有しておりますが、上記大株主からは除外して
おります。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年8月23日の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行いました。
取得した株式の総数は79,700株、株式の取得価額の総額は175,690,100円です。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長	城 下 保	
代表取締役 社長	鈴 木 淳	
常務取締役	渡 邊 康 雄	経営企画室 管掌 PM本部 管掌
取締役	田 村 祥	管理本部 管掌 Shinden Hong Kong Limited 非常勤取締役
取締役	飯 沼 康 宏	本社第二営業本部 管掌 本社第三営業本部 管掌 海外営業本部 管掌 業務本部 管掌 Shinden Hong Kong Limited 非常勤取締役
取締役	遠 藤 高 義	静岡営業本部長
取締役	小 倉 浩 一	本社第一営業本部 管掌
取締役	歩 田 栄 一	西日本営業本部 管掌 西日本システム営業本部長
取締役	井 上 正 廣	
取締役	矢 島 浩	
常勤監査役	齋 藤 敏 積	
監査役	山 岡 節 彦	
監査役	藤 原 忠 信	

- (注) 1. 取締役井上正廣氏及び取締役矢島浩氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山岡節彦氏及び監査役藤原忠信氏は、社外監査役であります。
3. 両社外監査役と当社の間には、利害関係は存在せず、社外監査役としての職務が適切に遂行できるものと判断しております。

4. 社外監査役山岡節彦氏は、経営者としての経験と経営全般の幅広い知見を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
社外監査役藤原忠信氏は、経営者としての経験と経営全般の幅広い知見を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役井上正廣氏、社外取締役矢島浩氏、社外監査役山岡節彦氏及び社外監査役藤原忠信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社定款において社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めておりますが、各社外役員との間で責任限定契約を締結しておりません。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、各役員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2023年2月17日開催の取締役会において、改定しております。

取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）をベースとして、必要に応じて譲渡制限付株式報酬制度を活用してインセンティブを付与することとし、企業価値の持続的な向上および中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とした報酬体系とする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、役員報酬規程に基づき、経営内容、役位、経済情勢等を勘案して、個々の月額報酬（月額報酬に業績に連動した変動部分はありません。）を取締役会で決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等については、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で報酬を付与するものとする。譲渡制限期間、対象取締役への支給時期及び配分等については、経営内容、役位、経済情勢等を勘案して、取締役会において決定するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、具体的に定めず、基本報酬および譲渡制限付株式報酬それぞれの決定方針に沿って、取締役会で協議検討するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	114百万円 (7)	114百万円 (7)	－百万円 (－)	13名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	16 (8)	16 (8)	－ (－)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	131 (15)	131 (15)	－ (－)	17 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1996年5月30日開催の第1回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月23日開催の第25回定時株主総会において、株式報酬の額として年額40百万円以内、株式数の上限を年20千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、9名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1996年5月30日開催の第1回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。なお、当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式はありません。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

二. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 井上正廣	当事業年度に開催された取締役会17回すべて出席し、社外取締役として、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を、適宜行っております。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、経営の監督、助言いただく役割を果たしております。
取締役 矢島浩	当事業年度に開催された開催された取締役会17回すべて出席し、社外取締役として、主にエレクトロニクス業界における上場企業の経営経験から議案審議等に必要な発言を、適宜行っております。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、経営の監督、助言いただく役割を果たしております。
監査役 山岡節彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会14回のうち13回に出席し、社外監査役として、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を、適宜行っております。
監査役 藤原忠信	2022年6月23日就任以降に開催された取締役会13回すべて、監査役会10回のうち9回に出席し、社外監査役として、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を、適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社であるShinden Hong Kong Limitedは、BDO Limitedの法定監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結していません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,494,968	流動負債	9,054,244
現金及び預金	4,188,383	買掛金	2,364,026
受取手形	72,089	短期借入金	4,805,900
電子記録債権	131,118	1年内返済予定長期借入金	690,190
売掛金	6,351,695	未払法人税等	268,198
商品	5,255,284	賞与引当金	82,974
その他	501,349	その他	842,954
貸倒引当金	△4,952	固定負債	860,545
固定資産	361,922	長期借入金	858,864
有形固定資産	21,534	その他	1,680
器具及び備品	18,745	負債合計	9,914,790
その他	2,789	(純資産の部)	
無形固定資産	2,119	株主資本	6,881,315
投資その他の資産	338,268	資本金	1,438,519
差入保証金	249,056	資本剰余金	1,382,085
繰延税金資産	89,211	利益剰余金	4,348,809
その他	0	自己株式	△288,099
資産合計	16,856,890	その他の包括利益累計額	51,482
		為替換算調整勘定	51,482
		非支配株主持分	9,302
		純資産合計	6,942,100
		負債及び純資産合計	16,856,890

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		41,924,471
売 上 原 価		37,620,087
売 上 総 利 益		4,304,383
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,061,907
営 業 利 益		2,242,475
営 業 外 収 益		44,216
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,552	
そ の 他 営 業 外 収 益	41,663	
営 業 外 費 用		983,927
支 払 利 息	360,543	
為 替 差 損	598,425	
そ の 他 営 業 外 費 用	24,958	
経 常 利 益		1,302,764
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,302,764
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	391,647	
法 人 税 等 調 整 額	12,729	404,377
当 期 純 利 益		898,386
非支配株主に帰属する当期純利益		886
親会社株主に帰属する当期純利益		897,500

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,070,805	流動負債	9,042,481
現金及び預金	3,878,201	買掛金	2,362,733
受取手形	72,089	短期借入金	4,805,900
電子記録債権	131,118	1年内返済予定長期借入金	690,190
売掛金	6,858,216	未払法人税等	265,920
商品	4,637,157	未払費用	146,246
未収入金	144,319	前受金	526,766
前渡金	238,369	預り金	75,731
前払費用	58,466	賞与引当金	82,141
その他	57,813	その他	86,851
貸倒引当金	△4,947	固定負債	858,864
固定資産	383,463	長期借入金	858,864
有形固定資産	20,692	負債合計	9,901,346
建物	2,516	(純資産の部)	
器具及び備品	18,176	株主資本	6,552,922
無形固定資産	2,050	資本金	1,438,519
電話加入権	1,311	資本剰余金	1,382,085
ソフトウェア	739	資本準備金	1,119,019
投資その他の資産	360,719	その他資本剰余金	263,065
関係会社株式	34,588	利益剰余金	4,020,416
差入保証金	247,928	利益準備金	27,881
繰延税金資産	78,202	その他利益剰余金	3,992,535
その他	0	繰越利益剰余金	3,992,535
資産合計	16,454,268	自己株式	△288,099
		純資産合計	6,552,922
		負債及び純資産合計	16,454,268

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		41,902,878
売 上 原 価		37,704,682
売 上 総 利 益		4,198,196
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,971,983
営 業 利 益		2,226,212
営 業 外 収 益		44,439
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,990	
そ の 他 営 業 外 収 益	40,449	
営 業 外 費 用		984,655
支 払 利 息	360,531	
為 替 差 損	599,166	
そ の 他 営 業 外 費 用	24,958	
経 常 利 益		1,285,996
税 引 前 当 期 純 利 益		1,285,996
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	386,346	
法 人 税 等 調 整 額	21,568	407,914
当 期 純 利 益		878,081

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

シンデン・ハイテックス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 鈴木裕子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 稲野辺研
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンデン・ハイテックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンデン・ハイテックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前で重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

シンデン・ハイテックス株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 裕 子
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 稲 野 辺 研
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンデン・ハイテックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

シンデン・ハイテックス株式会社 監査役会

常勤監査役 齋藤敏積 ㊞

社外監査役 山岡節彦 ㊞

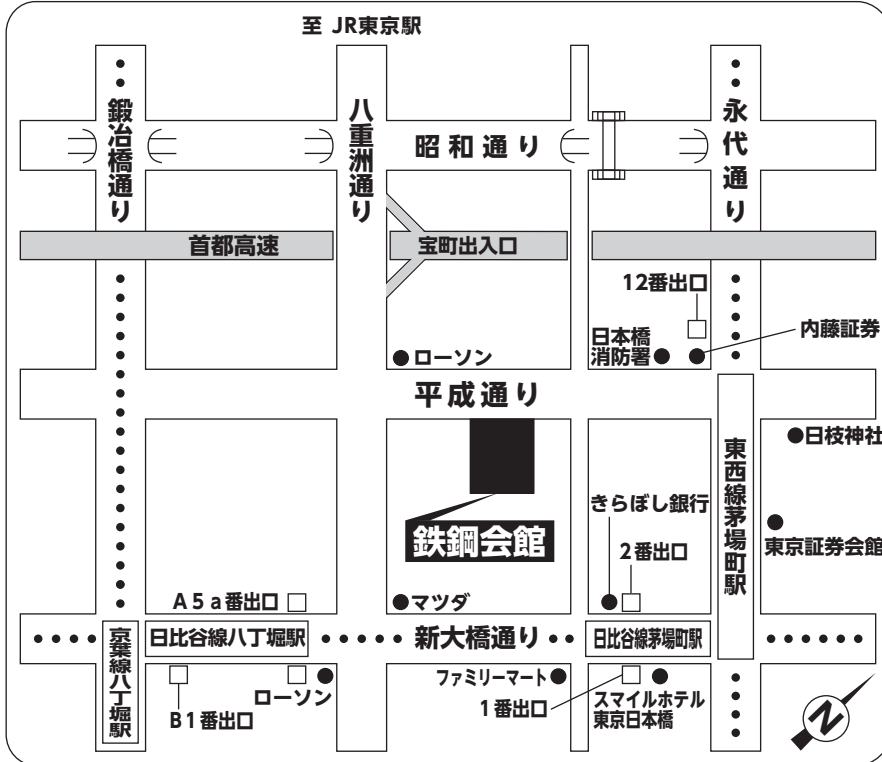
社外監査役 藤原忠信 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番10号

鉄鋼会館 7階 701号会議室



- | | | | |
|-------|----------|---------|--------|
| ●地下鉄 | 日比谷線八丁堀駅 | A5a 番出口 | 徒歩 5 分 |
| | 日比谷線茅場町駅 | 2 番出口 | 徒歩 5 分 |
| | 東西線茅場町駅 | 12 番出口 | 徒歩 5 分 |
| ● J R | 京葉線八丁堀駅 | B1 番出口 | 徒歩 8 分 |

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。